業務説明書

- 1 手続開始の公示日 令和6年7月11日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官 東北農政局会津南部農業水利事業所長 池田 一行
- 3 担当部局 〒966-0086

福島県喜多方市西四ツ谷 295 番地(中央ビル 2 階) 東北農政局会津南部農業水利事業所会津北部農業水利事業建設所工事課 電話 0241-23-6700

4 業務概要

(1)業務の目的

本業務は会津北部農業水利事業の完了に伴い、事業の沿革・主要工事等の設計施工及び記録等を収集整理し、事業誌(案)の作成を行うものである。

- (2)業務内容
 - 1. 準備作業

1-1. 現地調査 1式 1-2. 資料の検討 1式 2. 事業誌の企画構想 1式 3. 事業誌(案)の作成 1式

(3)業務の詳細

別添、業務請負契約書(案)、特別仕様書(案)のとおり。

- (4) 履行期限 令和7年3月7日
- (5) 入札契約方式 簡易公募型プロポーザル方式
- (6)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、11百万円程度(税込み)を想定している。

- (7) 本業務は、業務説明書及び技術提案書提出要請書の交付、参加表明書及び技術提案書の提出 及び受領に関わる確認並びに見積について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」 という。) で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方 式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることが できる。
- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

5 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定 に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和5・6年度一般競争(指 名競争)参加資格のうちA等級の確認を受けていること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経 第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力 団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事 等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中で ないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を 取ることは、東北農政局随意契約見積心得第3条の2の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行し

ないこととされている社員を除く。)

- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条 第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合。 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの(大学卒業後 18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同 じ)であること。

- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業土木)
- (イ) 〃 (技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業農村工学)
- (ウ) // (技術部門:農業、選択科目:農業十木)
- (工) "(技術部門:農業、選択科目:農業農村工学)
- (オ)博士(農学)
- (カ)農業土木技術管理士
- (キ)シビルコンサルティングマネージャー(選択科目:農業土木)

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、事業誌編纂又はかんがい事業計画における維持管理・更新計画である。(A GRIS 業務分類: その他(大分類)図書作成(中分類)事業誌編纂(小分類)又はかんがい事業計画(大分類)維持管理・更新計画(中分類))

(5) 技術提案書の提出者を選定するための基準(別添1参加表明者選定基準参照)

ア 企業評価項目

(評価の着目点)

- ・競争参加資格登録の有無
- ・当該業務部門の技術者の存在
- ・過去10年間(前年度までの過去10年間。以下、同じ)の1件当たり5百万円以上の当該業務部門の業務実績及び成績・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・過去3年間の管内での地域貢献活動への支援
- ・過去3年間の災害活動実績
- ・過去3年間の表彰実績
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

イ 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去10年間の1件当たり5百万円以上の当該業務部門の業務実績、実務経験及び業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況
- ・1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数、かつ手持ち業務契約総額

上記の基準により、技術提案書の提出者を最も評価の高い者から7位までの者を選定する。 参加者が7者に満たない場合、又は、7位までの者が7者を超える場合は7位以内全ての者を 選定する。

(6) 技術提案書を特定するための評価基準(別添2技術提案書特定基準参照)

ア 予定管理技術者の技術力(資格要件、業務執行技術力等)

(評価の着目点)

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去 10 年間の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績、実務経験及び業務成績
- 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数、かつ手持ち業務契約総額

イ 実施方針

(評価の着目点)

- ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務の目的・内容等に対する理解度
- ・業務実施に当たっての前提条件、留意点等の把握及び検討内容、検討手法の的確性
- ・新たな視点での解析・検討やVE・コスト縮減、環境との調和への配慮などの創意工夫

ウ 実施手順・体制

(評価の着目点)

・業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順、業務の目的、内容に見合った技術者配 置の体制

エ 特定テーマ

(評価の着目点)

・地形、環境、地域特性などの与条件、技術的見地、類似実績からみた成果の確実性

6 参加表明書及び技術提案書の作成、提出等

- (1)参加表明書(参加表明書標準例参照)
 - 5 (1) のウに掲げる参加資格の確認を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の確認を受けていなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。

- ア 提出期間 別表1①に示す日時
- イ 提出先 3に同じ。
- ウ 提出方法
- (ア) 電子入札方式の場合

本業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法にて提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

本業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法にて提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1②に示す日までに書面にて通知する。

オ 記載上の留意事項

(ア) 企業の有資格者登録

企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門(選択科目等)ごとに人数を記載する。

(ウ)企業の過去10年間の当該業務部門実績 契約金額5百万円以上の当該業務部門の業務を記載する。

- (エ) 企業の地域貢献活動への支援
 - ・表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表 彰実績を記載する。
 - ・地域活動に対する取組み状況には、過去3年間の活動実績内容を記載する。
 - ・管内での過去3年間に企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員となり行う継続的な支援実績について、広域活動組織又は活動組織名と活動年度を記載する。その組織が行う活動計画において保全管理する区域が地域振興立法8法のいずれかに該当するものに限る。
- (オ) 企業の災害対応活動の実績

過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。

- (カ) 企業の表彰実績
 - ・表彰には、過去3年間に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村 振興局長・地方農政局長表彰、事業(務)所長表彰、その他の表彰(農業農村工学会等) を記載する。
- (キ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(該当する場合は、 認定証の写しを提出すること。)

対象となる認定は以下の通り。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性活躍推進法第9条又は第12条に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)(次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)(若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- (ク) 予定管理技術者の経歴等
 - ・予定管理技術者について、経歴等を記載する。
 - ・契約金額5百万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門 の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある場合はその実績を記載する。

・手持ち業務は、本業務の公示開始日現在において履行中の管理技術者としての契約額1 千万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。)を記載する(契約締結日 の前年度に公示を開始する場合においては、公示日年度に完了する業務は除く。)。国 庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)。

(ケ)業務実施体制

・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由 (企業の技術的特徴等)等を記載すること。なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は併せて記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(2) 技術提案書(技術提案書標準例参照)

技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、5 (1) のウの確認を受けていなければならない。

- ア 提出期間 別表1③に示す日時
- イ 提出先 3に同じ。
- ウ 提出方法
- (ア) 電子入札方式の場合

本業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により 提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着でイの提出先に 持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法にて提出することとし、電 送又は電子メールによるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

本業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着でイの提出 先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電 送又は電子メールによるものは、受付けない。

エ 提出の辞退

技術提案書の提出者として選定された者には選定結果通知とともに技術提案書提出要請書の送付を行うので、技術提案書の提出を辞退する場合は別添「提出辞退届」を要請書に示す期日までに提出すること。

- オ 技術提案書のヒアリングの有無 無
- カ 特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表1④に示す日までに書面にて通知する。

キ 記載上の留意事項

(ア) 全般

- ・簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、4ページ程度(参考見積除く)を目安とする。
- ・技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法等について提案を 求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではないこと。
- (イ) 予定管理技術者の経歴等
 - (1) オ(ク) と同じ。
- (ウ)業務の実施方針等

業務の実施方針・実施方法については、A4判2ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えた場合には全て評価しない。

(エ) 特定テーマに対する技術提案

テーマに対する技術提案については、A4判1ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えた場合には全て評価しない。

特定テーマは次のとおりとする。

会津北部地区国営かんがい排水事業の沿革・主要工事等の設計施工及び記録等を収集整

理し、会津北部地区の事業誌(案)の作成を行うものである。

事業誌編纂にあたっては、会津北部地区国営かんがい排水事業の内容及び特徴を理解しやすく且つ見やすい構成に取りまとめることが必要であると考える。

よって、「<u>会津北部地区国営かんがい排水事業の事業誌(案)作成に当たっての構成及び留意点について</u>」を特定テーマとする。

(オ) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。 ただし、その扱いは、積算の際の参考にのみ用いるものとする。

(3) その他留意事項

- ア 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ウ 技術提案書が特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術 提案書の提出文書に明記すること。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請 の意志がないものとみなす。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特 定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただ し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、 同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- キ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号(経)農林水産省東北農政局長通知。)に基づき指名停止を行うことがある。

7 選定理由の説明等

(1) 非選定理由の説明

- ア 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選 定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」 という。)を書面により通知する。
- イ アの通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非選定理由について、次に従い 書面(様式自由)により説明を求めることができる。
 - (ア) 受付期限

アの通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時まで。

- (イ) 受付場所 3に同じ。
- (ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、非選定理由の説明を求められたときは、イ (ア) の受付期限 の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面(以下「回答書」という。) により回答する。

(2) 非特定理由の説明

- ア 分任支出負担行為担当官は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった 者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」 という。)を書面により通知する。
- イ アの通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について、次に従い 書面(様式自由)により説明を求めることができる。

(ア) 受付期限

アの通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時まで。

- (イ) 受付場所 3に同じ。
- (ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、非特定理由の説明を求められたときは、イ (ア) の受付期限 の翌日から起算して 10 日以内に説明を求めた者に対し回答書により回答する。

- 8 業務説明書に関する質問の受付及び回答
- (1)業務説明書に対する質問は、次に従い文書(様式自由)により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。
 - ア 受付期間 別表1⑤に示す日時
 - イ 受付場所 3に同じ。
 - ウ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出するものとする。

E-mail: thn-shitsumon-aihoku@maff.go.jp

(2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札システムにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 別表1⑥に示す日時

イ 閲覧場所 3に同じ。

9 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2章2-1条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1⑦に示す日時とするので、閲覧を希望する場合は、上記3に示す 担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

- 10 その他
 - (1) 契約書作成の要否 要
 - (2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行会津若松代理店)。ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口3に同じ。
- (5) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量

法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(6) 支払条件

公共工事の前金払保証事業に関する法律における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

(7) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事の入札契約手続きに参加することができないものとする。

(8) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格 に関する情報聴取
- オ 公表前における技術提案書の評価点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼 又は情報聴取

(9) 電子契約システムについて

- ア 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
- イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更 承諾願(別記様式1)を提出しなければならない。
- ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

別表1

1	参加表明書の提出期間	令和6年7月12日から令和6年7月23日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日は午前11時30分まで)
2	選定結果の通知時期	令和6年8月6日
3	技術提案書の提出期間	令和6年8月7日から令和6年8月29日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日は午前11時30分まで)
4	特定結果の通知時期	令和6年9月10日
(5)	質問受付期間	令和6年7月12日から令和6年8月22まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9時から午後5時まで
6	質問受付回答閲覧時期	令和6年7月12日から令和6年8月26日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
7	貸与資料の閲覧期間	令和6年7月12日から令和6年8月29日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条 に規定する行政機関の休日をいう。

年 月 日

分任支出負担行為担当官 会津南部農業水利事業所長 池田 一行 殿

> 住 所 商号又は名称 ○○株式会社 代 表 者 代表取締役社長 ○○ ○○

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴事業所発注の会津北部農業水利事業 事業誌編纂業務について、電子契約システムを利用しての契約手続ができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

「紙契約方式への変更承諾書」(例示)

年 月 日

○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

> 分任支出負担行為担当官 会津南部農業水利事業所長 池田 一行

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾について

○年○月○日付けで申請のあった会津北部農業水利事業 事業誌編纂業務について、紙契約 方式への変更を承諾します。

参加表明者選定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

〈企業評価〉

							評 価			
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	A	評価点	В	評価点	i! C	備考
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	_	_	1	資格登録されている	選定しない		
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在		技術士(総業子供 日本		技術士(総章主体をは、 (農業土大文は当該業 務には当該業務に該当、農業主な、 教目)、は当該業務に該当、農業部門の選集主 大物部門の選択制主が、会理は、 (当該業務には当該業務には、 (当該業務には、当時報 大時報記、「共和主が、会理は、 (門)、農業務主本技術部門に限る。 の他資格者(当は業務部門に限る)が の他資格者(当上存在 限る)が 2 名以上存在	定しない		その他資格者の内訳(測量士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、農業農村地理情報システム技士、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、シビルコンサルティングマネージャー(RCOは、農業十木又は当該業務に該当する技術部門)、農業用ため池管理保全技士)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 技術者の人数評価は、「技術士」及び「博士」を1人につき2人、それ以外を1人として算出する。なお、複数の資格を有する者がいる場合、最も評価点の高い資格の人数を計上すること。
	専門技術力	務部門の業務実績(国営以外 農村整備事業も含む) 過去10年間(前年度まで)の	過去10年間(前年度まで)の当該業 務部門の業務実績(国営以外の農業 農村整備事業も含む)		当該業務部門の業務実績が5 件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が 1 ~4件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。なお、10件に 満たない場合は、その全てを対象とする。 当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード 表における分類と同一の業務
			過去10年間(前年度まで)の当該業 務部門の業務の平均成績(国営の農 業農村整備事業のみ)		当該業務部門の業務の平均成 績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務の平均成 績が参加表明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務実績がない	参加表明者のうち、C評価以外の者を対象に上位(下位)を決定する ものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分けした際の中間 の者は下位グループとする。 (但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グルー プとする。) 「業務成績」の対象点数は、業務成績評定通知に示す「業務評定点」で
							; ! !			ある。
			納品後における重大な設計ミスの発 覚等による契約不適合の有無	-	_	1	右に該当しない	-2	重大な設計ミスの発覚等により、設計のやり直し又は構造物の手直しがあった	重大なミスとは、管内国営事業(務)所が発注する業務において、当 該年度より過去3ヶ年度に主要構造物の設計の根幹、ダムや頭首工及び橋 梁等の重要構造物の機能、構造に関わるもので事業推進に弊害をきたし たものまた、人身に危害を及ぼしたものをいう。
		地域への貢献	過去3年間(前年度まで)の管内に おける地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における 地域貢献活動の表彰実績 有 り		管内における農地・農業用水 等の資源保全、造成施設の保 全管理、農村環体全、住保 参加型直営施工、荒廃患動等 消活動、電料地域防災活動等的 に対して企業としての継続的 な支援実績 有り		地域への貢献に対する取組み 実績(過去3年間)がない	地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価)。 企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員となり行う継続的な支援実績がない場合は、上段の評価を地域への貢献の評価とし、ある場合は下段の多面的機能支払の活動実績の評価を地域への貢献の評価とする。(いずれかを評価とする。) 広域活動組織又は活動組織の行う活動計画において保全管理する区域

		過去3年間(前年度まで)の管内における地域貢献活動への支援(多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員として行う継続的な支援実績がある場合)	3	5組織以上	2. 5	3~4組織	2	1~2組織	が地域振興立法8法のいずれかに該当するものに限る。 ※地域振興8法:特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離 島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法 広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から当該年度を除くことができるも のとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が多動された年度を除く過去 3年間」と読み替えることができるものとする。
	業務執行能力	過去3年間(前年度まで)における 災害活動実績		土地改良施設等を対象とした 災害協定等に基づく活動実績 がある		災害協定に基づかない活動実 績がある	0	災害協定等に基づく活動実績 (過去3年間)がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績・被災地方公共団体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績(家畜防疫活動を含む)をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価)。
		過去3年間(前年度まで)の表彰実 績の有無		業務表彰実績(大臣表彰、農 村振興局長表彰、農政局長表 彰)がある		業務表彰実績(事業(務)所 長表彰又はその他表彰がある	i 0	表彰経験がない	企業として受けた表彰を対象とし、表彰対象は、業務説明書等で記載 (例) ・業務表彰:大臣表彰、農村振興局長、農政局長表彰、事業(務)所長 表彰 ・その他表彰:農業農村工学会表彰他 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当 該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価 する。
業務の実施体制	業務の実施体制 の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	-	_	1	右に該当しない	選定しない	業務の主たる内容を再委託す る場合	様式7に再委託の記載がない場合は、「B評価」とする。
ワーク・ライ フ・パランス の推進		ワーク・ライフ・バランス等推進に 係る認定の取得状況等		次に掲げている。 本を受けていいます。 本文性の業生活る4号は、 大生の業生活る4号は、 大生の業生活る6号は、 大生の推生生活にるたる。 、では、 、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では			0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

〈予定管理技術者評価〉

					評価								
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 .	評 価 点	評 価 c	備考						
技術者評価	資格要件	技術者資格	技術者資格、専門分野の内容	3 技術士 (総合技術監理部門 (農業一農業土木又は当該業 務に該当する技術部門の選択 科目)、農業部門(農業 木)又は当該業務に該当する 技術部門の選択科目、博士 (当該業務に関連する学術部 門)	1 農業土木技術管理士、畑地か んがい技士 (当該業務部門に 限る) その他資格者 (当該業 務部門に限る)	選定し、日に該当しない	その他資格者の内訳(農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、農業農村地理情報システム技士、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM:農業土木又は当該業務に該当する技術部門)、農業用ため池管理保全技士)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。						
				1 【加算評価点】 ・畑地かんがい技士 ・農業水利施設補修工事品質 「コンクリート構造物分野 ・農業農村地理情報システノ ・農業用ため池管理保全技士	野] 公技士		左記の資格について、当該業務に該当する場合、上記の資格に加算する。 ただし、上記Bの同資格との二重の評価は行わない。また、当該業務に 該当する資格が2以上ある場合も加算評価点は1点とする。						
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務実績、実務経験(国営 以外の農業農村整備事業も含む)		1 当該業務部門の担当技術者と しての業務実績がある。	0 当該業務部門の業務実績、実 務経験がない。	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード 表における分類と同一の業務						
									過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務の平均成績(国営の農業農村整備事業のみ) 管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がな	して担当した業務の平均成績 が参加表明者の上位 1 / 2 グ ループ	1 当該業務部門の管理技術者と して担当した業務の平均成績 が参加表明者の下位 1/2 グ ループ 1 当該業務部門の担当技術者と しての業務成績がある。	0 当該業務部門の業務実績がない。	満たない場合は、その全てを対象とする。 参加表明者のうち、C評価以外の者を対象に上位(下位)を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分けした際の中間の 者は下位グループとする。 (但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グルー
												ある場合(過去10年間)	
						農業農村整備事業に関する継続教育 に対する取組み状況	3 前年度に50CPD単位又は過去 3年間に150CPD単位以上を取 得	1 前年度に10~49CPD単位又は 過去3年間に30~149CPD単位 を取得	O A、Bに該当しない	「又は」の解釈 どちらかの条件(前年度、過去3年間)を満足していればよい。 上半期(4月~9月)の間に公示する業務については、「前年度」を 「前々年度」とする。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと 判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度 を除く過去3年間」に読み替えることができる。			
				1 【加算評価点】 技術士 (CPD認定) に認定され	ている。		上記の継続教育の取組においてA又はBにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士 (CPD認定) に認定されている場合は、上記に加算する。評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門(農業一農業土木、農業一農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目) ・農業部門(農業土木又は農業農村工学)・当該業務に該当する技術部門(選択科目)						
	専任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数かつ手持 ち業務総額(国営以外も含む)		1 手持ち業務件数9件以内かつ 契約総額2億円未満で、Aに 該当するものを除く	-2 A、Bに該当しない	既契約の工期末日と当該業務の公示開始(7月11日)日で重複を判定						

(評価の考え方)

A、B、Cの評点を合計し、最も評価点の高い者から業務内容に応じて、7位の者までを選定する。 なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全ての者を選定する。

技術提案書特定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

〈技術者評価〉

				評 価	
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価 A 評価 C 評価 点 B 点 C 面点	備考
	資格要件		4 技術士 (総合技術監理部門 (農業一農業土木又は当該業務部門に) 保護・農業土木又は当該業務部門に) 保護・農業・利施設機能総 合診師士 (当該業務部門に) 限る)、農業・利施設機能総 合診師士 (当該業務部門に) と 名の、農業・利施設補修工事 公司管理士 (当該業務部門に) 会談業務に関連する学術部 門) 日本 (当該業務部門に) 保 限る)、農業 展表 (当該業務部門に) に 日本 (日本) に 日本 (日本) に 日本) に 日本 (日本)	その他資格者の内駅 (シビルコンサルテイングマネージャー (RCCM: 農業土木又は当該業務に該当する技術 部門)) 又は、これと同等の能力と経験を有す る技術者	
				1 [加算評価点] - 一	左記の資格について、当該業務に該当する場合、上記の資格に加算する。 ただし、上記日の同資格との工重の評価は行れ ない。また、当該業務に該当する資格が2以上 ある場合も加算評価点は1点とする。
	業務執行技術力	過 去 の 業 務 実 績、実務経験	過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務実績、実務経験(国営 以外の農業農村整備事業も含む)	3 当該業務部門の管理技術者と しての業務実績、又は当該業 務部門の業務をマネジメント した実務経験がある。	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務
		過去の業務成績	過去10年間(前年度まで)の当該業 務部門の業務の平均成績(国営の農 業農村整備事業のみ)	4 当該業務部門の管理技術者と して担当した業務の平均成績 が80点以上 3 当該業務部門の管理技術者と して担当した業務の平均成績 が70点以上~75点未満 0 当該業務部門の管理技術者と して担当した業務の平均成績 が70点以上~75点未満 が70点未満	なお、5件に満たない場合は、その全てを対象
			管理技術者としての成績がなく、 担当技術者としての業務成績があ る場合(過去10年間)	3 当該業務部門の担当技術者と して担当した業務の平均成績 が80点以上 2 当該業務部門の担当技術者と して担当した業務の平均成績 が75点以上~80点未満 1 当該業務部門の担当技術者と して担当した業務の平均成績 が70点以上~75点未満 6 0 当該業務部門の担当技術者と して担当した業務の平均成績 が70点以上~75点未満 6 0 1 3 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	とする 業務成績の対象点数は、以下のとおりである。 (管理技術者の場合) 業務成績評定通知に示す、「技術者評定点」 (管理技術者)である。 (担当技術者の場合) 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
		技術者継続教育に対する取組み	農業農村整備事業に関する継続教育 に対する取組み状況	3 前年度に50CPD単位又は過去 3 年間に150CPD単位以上を取 得 2 前年度に30~49CPD単位又は 過去3年間に90~149CPD単位 を取得 1 前年度に10~29CPD単位又は 過去3年間に30~89CPD単位 を取得 0 A、B、Cに該当しない 過去3年間に30~89CPD単位	「又は」の解釈 どちらかの条件 (前年度、過去3年間) を満足していればよい。上半期 (4月~9月) の間に公示する業務については、「前年度」を「前々年度」とする。前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより CPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。

				1 3	【加算評価点】 技術士(CPD認定)に認定され [、]	ている。			上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士 (CPD認定)に認定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり、農業一般業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)・農業制工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)・農業務に該当する技術部門(農業土木又は農業農村工学)・当該業務に該当する技術部門(選択科目)
專任	任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数かつ手持ち業務終額(国営以外も含む)		手持ち業務件数3件以内かつ 契約総額5千万円未満	1 手持ち業務件数6件以内かつ 契約総額1億円未満で、Aに 該当するものを除く	O 手持ち業務件数9件以内かつ 契約総額2億円未満で、A、 Bに該当するものを除く) −2 A、B、Cに該当しない	既契約の工期末日と当該業務の公示開始日 (7月11日) で重複を判定 (契約締結日の前年度に公示を開始する場合に おいては、公示日年度に完了する業務は除 く。) 国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度 支払済額を差し引いた金額とする。)

〈技術提案書評価〉

						評 価			備考
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 A 価 (特に優れている)	評 価 点 (優れている)	評 C 価 (普通)	評 価 点 (やや劣る)	評 価 点 (劣る)	
技術提案書	実施方針	内容の理解度	①農業農村整備事業に対する理解度 ②農業条件や用排水条件など地域特 性の把握 ③業務の目的・内容等に対する理解 度		4 的確に示されている	3 普通である	2 やや劣る	0 劣る	
		性	①業務実施に当たっての前提条件、 留意点等の把握 ②検討内容、検討手法の的確性	10 特に的確に示されている	8 的確に示されている	6 普通である	3 やや劣る	0 劣る	
			①新たな視点での解析・検討 ②VE・コスト縮減 ③環境との調和への配慮などの創意 工夫	5 特に的確に示されている	4 的確に示されている	3 普通である	2 やや劣る	0 劣る	
	実施手順・ 体制		①業務実施上の課題の優先度に配慮 した実施手順 ②業務の目的、内容に見合った技術 者配置体制	:	8 的確に示されている	6 普通である	3 やや劣る	0 劣る	
	特定テーマ (テーマが 二以合は評価 値を 2 倍 てもよい)		①地形、環境、地域特性などの与条件 (全型) (企業) (企業) (企業) (企業) (企業) (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、	:	15 的確に示されている	10 普通である	5 やや劣る	0 劣る	

(評価の考え方)

- 1 A、B、C、D、Eの評価点を合計し、最も評価点の高い者を特定する。
- 2 評点合計が同点となった場合には、A評価の評価点合計が高い者を特定する。それでも同点の場合は、管理技術者の業務成績評定が高い者を特定する。

(様式1)

参加表明書

業務名称 令和〇〇年度 〇〇〇事業 〇〇業務

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

なお、業務説明書に掲げる入札参加に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

○○事業(務)所長 殿

(提出者) 住 所 会 社 名 代 表 者 役職 氏名 電話番号 担 当 者 役職 氏名 メールアドレス

企業の有資格者登録の有無等

項目				
競争契約参加資格者登録	有(登録番号 〇〇〇)	無	手続中	

注1: 有の場合、登録番号を記載する。

注2: 参加資格申請中の場合は申請書類写しを提出する。

(様式3)

有資格技術者数

120 HAM HA					
資格の種類	部門等	所属技術者人数			
(例) 技術士	農業土木	OO名			
(例)農業土木管理士		△△名			

注1: 別に示す「参加表明者選定基準」に記載の「資格要件ー技術者資格」に該当する資格の種類に係る有資格者数を記載すること。(なお、AGRIS登録している事業者は、AGRIS登録内容と極力整合を取ること。)

(様式4)

企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	備考 評定点
AGRIS登録番号:				
AGRIS登録番号:				計〇〇件

計 〇〇 件平均評定点〇〇. 〇〇点

- 注1: 過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2: 契約金額500万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関、履行期間、請負者、契約金額)が確認できる資料を添付すること。
- 注3: 業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が10件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、 10件まで記載する。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)

- 注4: 評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。
- 注5: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す業務である。なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。

注6: 成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

重大な設計等のミスの発覚等による契約不適合の有無

項目	有	無
当該年度を含め、過去3年間の業務で納品後における重大な設計等のミスの発覚等により、設計等のやり直し又は成果物の手直しがあったか。	該当あり	該当なし

注1: 該当項目に〇を付けること。

注2: 該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。

(様式6)

企業の地域貢献活動への支援(管内における過去3年間)

優良工事(業務)表彰における地域貢献活動の経歴									
表彰名	表彰年月	スはテーマ名	内容	備考					
地域活動に対する取	組み状況								
年月日	場所			地域活動の内容					

- 注1: 過去3年間とは、前年度より過去3ヶ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2: 地域活動に対する取組み状況は、東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型 直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害協定に基づく活 動実績について記載する。
- 注3: 「地域活動に対する取組み状況」は、地域活動の内容毎に、市町村や協議会・団体からの参加表明、参加者名簿等を添付すること。
- 注4: 継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- 注5:緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」と読み替えることができるものとする。

(様式7)

企業の災害対応活動実績(過去3年間)

災害対応活動への耳	D組状況			
期間	場所	災害対応活動の内容	備	考

- 注1: 過去3年間とは、前年度より過去3年間とし、当該年度は含めない。
- 注2: 災害対応活動への取組状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。
- 注3: 国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し)を添付すること。
- 注4: 業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について評価する。
- 注5: 国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施多災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例:災害設計書作成(〇〇〇〇業務))

企業の表彰実績(過去3年間)

表彰実績(業務表彰、その他表彰等) ^(注2)										
<u>表彰名</u>	表彰年月	業務又はテーマ名	<u>内容^(注3)</u>	<u>備考^(注4)</u>						

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3カ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:表彰経験には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰経験が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。 (当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。)
- 注3:内容欄は簡潔にまとめる。
- 注4: 備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、その他参考となる表彰である場合は、所管団体名を記載する。

(様式9)

業務実施体制【再委託等について記載】

	77.2
分担業務及び再委託等の内容	備考

注1: 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその 理由を記述するとともに、再委託又は協力先が明らかな場合は、企業名等を記載すること。

(様式10)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - ○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

〇「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

〇「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

〇一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

〇「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

〇「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

〇ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 注1 1~3の全項目について、該当するものに〇を付けること。
- 注2 それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受 領印付)の写し)を添付すること。
- 注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国 法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し)を 添付すること。

(様式11)

過去3年度取得単位

予定管理技術者の経歴等	r F								
氏 名		生年月	日						
所属・役職									
〇所有技術者資格(資	格の種類、部門(選	択科目)	、登録番号、取得	年月日)					
○過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績(注3)									
<u>○過去10年間の当該</u> 管理技術者・		首乂は	担当技術者として0	り美務美績及び成	<u>(額(汪3)</u>				
(該当する方に			合計〇〇件 、	平均成績点 〇	0. 00点				
業務名	業務概要		発注機関	履行期間 備考 評定点					
AGRIS登録番号:									
AGRIS登録番号:									
AGRIS登録番号:									
〇過去10年間の当該	業務部門の業務をマ	ネジメ:	ントした実務経験	(注4)					
					監督に				
業務名	業務概要		発注機関	実施年度	おける立場 (総括/主任)				
AGRIS登録番号:									
農業農村整備事業に関									
前年度取得単位	CPD(単	₫位を証	:明する資料の写し	を添付すること)				

CPD(単位を証明する資料の写しを添付すること)

技術士 (CPD認定) に認定されている。(□移行措置による認定)

【 該当(別添認定書、取得証明書参照) ・ 該当しない 】

〇手持ち業務の状況(令和〇〇年〇〇月〇〇日野	見在) 合計	00件	〇〇. 〇百万円
業務名	発注機関	履行期間		契約金額
AGRIS登録番号:				
AGRIS登録番号:				
AGRIS登録番号:				

- 注1:過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。
- 注3:業務実績及び成績は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等の業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。 管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成績を記載すること。

業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先して5件まで記載すること。国営の農業農村整備 事業の業務実績及び成績が5件に満たない場合は国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること。なお、本 業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。

業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績である場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみ記入すること。

- 注4:実務経験は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、国営の農業農村整備事業以外の場合は、契約書の写し等の業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料の他、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。なお、本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。
- 注5: 手持ち業務とは、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務を含み、管理技術者として従事している契約金額が1千万円以上の業務。ただし、契約締結日の前年度に公示を開始する場合においては、公示日年度に完了する業務は除く。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載すること。
- 注6:プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は手持ち業務の対象としないので、留意すること。
- 注7:CPD取得における「過去3年間」とは「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより CPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み 替えることができる。
- 注8:技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任性について評価する。
- 注9:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士(CPD認定)の申請年度より過去5年分のCPD取得証明書を添付すること。また、移行措置により技術士(CPD認定)に認定されている場合は、移行措置による認定に☑を入れ、申請年度より過去2年度分を添付すること。なお、技術士(CPD認定)の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度がわかる資料を添付すること。

参加表明者総括表

参加表明者総括表は「別添3-② 様式11 参加表明申請書 総括資料」に記入し、ファイル 形式 (Microsoft Excel) にて参加表明書提出時に提出する。

- 〇電子入札の場合 電子入札システムにより電送する。
- ○紙入札の場合 紙に印刷した物にあわせてCD-Rに納めて提出場所に提出する。

北部農業水利事	学 事業		*	如表明者選定基準【簡易公募	募型プロ	ロポーザル方式】									【申請者記	(様式	
に可辰来が刊争 法編纂業務 :評価〉	未争未							_<記載例1>			<記憶個2>						14
評価の別	日 評価の着日占内駅 部	9	評価	3平 伍	野		- 第	ΔΔコンサルタ :			<記載例2> △△減量数計会社			量等			
品 品 格要件 有资格者	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A A	点	B 11	点点	C 登録されていない		申請内容	評価	評定点	申請内容	評価	評定点		申請内容	評価 評	评定点
恰安什 有页恰名	登別競争参加資格の認定 -	-	ľ	真恰登録されている 見し し し	選定しない	登録されていない		受付委号 550011	В	1	受付番号 880099	В	1	参加表 明書 様式()			
技術者資	格 当該業務部門の技術者の存在	3 技術士(総合技術監理部門(農業一農業 土木又は当該要務に該当する技術部門の 選択科目、農業部門(農土木)又は 当該業務に該当する技術部門選上十 当該業務に該当する技術部門選手の名字報子 門)、農業土土、技統管理士、(当該業務 部門に限る)、その他責任 部門に限る)が6名以上存在		技術・工作を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	A、E 選定しない		その地資格のの外記(加生土、農業大年防治療飲む合節所工・農業大年防持修工事品 質管理工・農産材料態機能シストルは土、土地の金組領工、土地の金組領電楽管理会、 受理工・シール・アインヴィネージャー(ROMI・農業土木文店出鉄業制に該当する技術部 アリー、農業用ためた管理保全技力、又はこれと同時の企力と経験を持っる技術部 技術者の人数評価は、「技術士」及び「株士」を「人につきる人、それ以外を「人として 実出する。 なお、機数の資格を有する者がいる場合、最も評価点の高い資格の人数を計上すること。	技術士 10名 島衆土木技術管理 士7名 RCCM 10名		3	技術士 5名 農業土木技術管理 士3名	A		参加表 明書 様式〇			
門技術力 成果の硝 性	実 過去10年間 (前年度まで) の当該 業務部門の業務実績 (国営以外の 農業農村整備事業を含む)	2 当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	銀門に限ぶ、が9名以上左左 当該業務部門の業務実績が1~ 4件ある	0 当該須	業務部門の業務実績がない	評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。なお、10件に満たない場合は、 その全でを対象とする。 当該業務部門とは、発注者が業務限明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同 一の業務	10#		2	4#	В	1	参加表 明書 様式〇			
	過去10年間(前年度まで)の当該 業務部門の業務の平均成績(国営 の農業最村登備事業のみ)	2 当該業務部門の業務の平均成績が参加表 明者の上位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務の平均成績 が参加表明者の下位 1 / 2 グ ループ	0 当該須	業務部門の業務実績がない	参加表明者のうち、C評価以外の者を対象に上位(下位)を決定するものとし、対象者数 が者数の場合したのてはグループシャリレン服の中間の名は下位グループとする。 (但し、中間の者が直上位の平均成積と同点であった場合は上位グループとする。) 「業務成積」の対象点数は、業務成積評定通知に示す「業務評定点」である。	77.45点	記載不要(発生を制造を制度である。)	夏 (美	74.50点	記載不要を発生を記載しました。)	記載不 発 養 者 を を を し す し す し す し す し す し す し う し う し う し う	参加表 明書 様式〇		記載不 記 要 主者観 さ む む し す し す し す し う し う し う し う し う し う し う	記載不 悪 に を を を を に を に を に た に た に た い た い た い う い う い う い う い う い う い う い
	納品後における重大な設計ミスの 発覚等による契約不適合の有無		1	右に該当しない -	-2 重大な り、E の手間	な設計ミスの発覚等によ 設計のやり直し又は構造物 直しがあった	■大なミスとは、管内国営事業 (雅) 所が免注する業務において、当該年度より過去3ヶ 年度に主要構造物の設計の規幹、ダムや協省工及び規定等の重要構造物の機能、構造に関 わるもので事業推進に弊害をきたしたものまた、人身に危害を及ぼしたものをいう。	鉄当しない	В	1	散当しない	В		参加表 明書 様式()			
地域への献	資 過去3年間(前年度まで)の管内 における地域資献活動への支援	【優良工事等表彰』における地域貢献活動の表彰実績 有り		管内における農地・農業用水等 の資源保全、施佐に の資源保全、連保施 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価) 企業として多面的機能を社交付き実施実施資本の事業実施主体(広域活動組織又は活動組織 機)の構成員となり行う機能的な支援者がない場合は、上級の評価を地域への貢献の評 値とし、ある場合は下限の多面的機能をよめご影散機の評価を地域への貢献の評価とす も、ないないでは、100円で	H30「優良工事等表彰」における地域 質量が活動の表彰実 観有り		2	H30.7 〇〇用水路 草刈り作業(〇〇 県〇〇市) R1.8 〇〇用水路 清揚塔町(〇〇県 〇〇町)	В	1	参加表 明書 様式〇			
	通去3年間(前年度まで)の管内 における地域資法法 (多面の技術 (多面の技術 第5事業実施主体(広域活動組織 及は活動組織)の構成員として行 う継続的な支援実績がある場合)	3 5組織以上	2.5	3~4組織	2 1~2		のいずかかに独当するものに限る。 ※地域振興名は、特定血吐柱。 山村振興法、通牒法、半島振興法、超島振興法、沖縄振 興法、奄美群乱法及び小生原理教法 成は芸飯機能に乗する活動組織の構成である場合、 広域活動組織は評価せず、活動組織 を評価する。 緊急等等宣言分争動された年において、活動に支酵が生じた場合にあっては、 継続的な支 接来機の対象制限から当該年度を除くことができるものとし、「過去3年間」を 野富首外勢動された年度を除く過去3年間。と読券4表3ととができるものとする。	5 組練以上		3	1~2種機	С	2	参加表 明書 様式〇			
業務執行力		土地改良施設等を対象とした災害協定等 に基づく活動実績がある				協定等に基づく活動実績 去 3 年間)がない	図画品が大阪で代に中央を称り面立ち中間」と説が申えむことができるものとう。 実際記号で記念する「名誉美術と、公園に結婚した土地改良施設等に係る災害協定に基づく更請を受 ・類、他力量の場合」との間に結婚した土地改良施設等に係る災害協定に基づく更請を受 ・報度地方公共日保からの更請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実 施した災害活動実績 をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共日保等からの更終を受けて実施した災害活動実績(京高防疫活動を含む) をいう。 名間、大阪大田保持等からの更終を受けて実施した災害活動実績(京高防疫活動を含む) をいう。 名間、大阪大田保持等からの更新を受けて実施した災害活動実績(京高防疫活動を含む) をいう。	無し	С	0	国との炎害協定		1	参加表 明書 様式〇			
	過去3年間(前年度まで)の表彰 実績の有無	 業務表彰実績(大臣表彰、農村振興局長表彰、農政局長表彰)がある 	1	果務表彰実績(事業(務)所長 (表彰) (表彰) (表彰) (表彰) (表彰) (表彰) (表彰) (表彰)	0 表彰制		企業として受けた表彰を対象とし、表彰対象は、果務説明書等で記載 (例) ・ 湯茂巻8: 大区表彰。最村振岡身長、徹太島長表彰、事業 (別) 所兵表彰 ・その他表彰・温泉県村工学会会社 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、果務表彰については、当該業務部門とAGRIS 果務分別の「大力別」を同じてする景物の表彰を搭載する。	皇政局長表彰	A	2	事業所長表彰	В		参加表 明書 様式〇			
務の実 条務の実 体制 体制の妥 性	施 再委託の内容及び分担業務の構成 一当		1	右に該当しない	選集務の場合しない	の主たる内容を再委託する	様式7に再委託の記載がない場合は、「B評価」とする。	再委託無し	В	1	主たる業務の再委託録し	В	1	参加表 明書 様式O			

参加表明者選定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

会津北部農業水利事業事業 事業誌編纂業務 〈予定管理技術者評価〉

評価項目	評価の着目 点	評価の着目点内訳	評価占	A	評価点	₽	評価占	С	備考
资格要件	技術者資格	技術者資格、専門分野の内容		技術士 (総合技術監理部門(農業・農業 土木又は当該業務に該当する技術部門の 選択科目)、農業部門(農業土木)又は 当該業務に該当する技術部門の選択科目、 博士(当該業務に設当する技術部門の選択科目、 博士(当該業務に関連する学術部門)	1	農業土木技術管理士、畑地かん がい技士(当該業務部門に限 る)その他資格者(当該業務部 門に限る)		A、Bに該当しない	その他資格者の内訳(農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理 士、農業農村地鑑情報システム技士、シビルコンサルティングマネージャー(RO24) 島 土木又は台族美術と談当する技術制門)、農業用ため池管理保全技士)又はこれと同時 能力と軽額を有する技術者。
			1	【加算評価点】 ・畑地かんがい技士 ・農業水利施設補修工事品質管理士 〔コンクリート構造物分野〕 ・農業農村地理情報ンステム技士 ・農業用ため池管理保全技士	•		-	-	左記の資格について、当該業務に該当する場合、上記の資格に加算する。 ただし、上記日の同資格との二重の評価は行わない。また、当該業務に該当する資格が 以上ある場合も加算評価点は1点とする。
	業務執行技 術力	通去10年間(前年度まで)の当該 業務部門の業務実績、実務経験 (国営以外の農業農村整備事業を 含む)	2	当該業務部門の管理技術者としての業務 実績、又は当該業務部門の業務をマネジ メントした実務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務 経験がない。	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分同一の業務
		過去10年間(前年度まで)の当該 業務部門の業務の平均成績(国営 の農業最村整備事業のみ)	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位1/2グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務実績がない。	評価における特別は、製造の完了側に5件までとする。なお、5件に満たない場合 その全てを対象とする。 参加表明者のうち、C評価以外の者を対象に上位(下位)を決定するものとし、対象 が奇数の場合にあってはグループけした際の中間の者は下位グループとする。 (個し、中間の者が塩上の平均減減と同点であった場合は上位グループとする。) 「業務成績」の対象企数は、以下のとおりである。 (管理技術者の場合)業務成機能定金拠に示す。「技術者評定点(管理技術者)」で (管理技術者の場合)業務成機能定金拠に示す。「技術者評定点(管理技術者)」で
		管理技術者としての成績がな く、担当技術者としての成績が ある場合(過去10年間)	-	=	1	当該業務部門の担当技術者とし ての業務実績がある。	-	-	©。 (担当技術者の場合)業務成績評定通知に示す、「業務評定点」である。
		農業農村整備事業に関する継続牧育に対する取組状況	3	前年度に50CPD単位又は過去3年間に 150CPD単位以上を取得	1	前年度に10~49CPD単位又は過去 3年間に30~149CPD単位以上を 取得	0	A. Bに該当しない。	「又は」の解釈 どちための条件 (制年度、過去3年間) を満足していればよい。 上半期 (4月~9月) の間に公示する集務については、「前年度」を「前々年度」と、 る。 朝年度に緊急事態宣竄が発動されたことにより5PD取得に影響が生じたと判断される場 は、「過去3年間」を「緊急事態宣影が発動された年度を除く過去3年間」に読み替っ ことができる。
				【加算評価点】 技術士(CPD認定)に認定されている。			-	-	上記の経統教育の取組においてA又はBにより加点されており、かつ、最東県村工 技術各種総合可能性において取得したCPDにより、技術士(CPD間定)に認定されてい 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術管理部門(展集 - 国東土木、農業 - 風東最村工学又は当該業務に該当する: 部門の選択門(展集 - 土木は熊栗県村工学)・ ・副鉄業際に該当する技術部門(温泉や日)・ ・当該業際に該当する技術部門(温泉や日)・
任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技 術者としての手持ち業務件数及び 手持ち業務総額(国営以外も含む)	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約総額5 千万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ契 約総額2億円未満で、Aに該当 するものを除く	-2	A、Bに該当しない。	既契約の工期末日と当該業務の公示開始(7月11日)日で重複を判定

		_						_		r
申請内容	評価	評点	申請内容	評価	評点	皇寺	申請内容	評価	評点	
農林 太郎 技術士(農衆:農 衆土木)技術士 (総合整理:土質 基礎)	•	3	最林 次郎 農業土木技術管理 土	В	1	参加表 明書 様式○				参加
皇業水利施設機能 総合診断士	A	1				参加表 明書 様式○				参加
7件	A	2	1#	В	1	参加表 明書 様式〇				参加明書
76.55產	要(発	記載でも発生でしまった。)	74.00点	要(発 注者側 で配像 しま	記載・発明を注意でしまり	参加表 明書 様式〇		記載・発信 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	記載でもまった。	参加機式
前年度 53CPD 過去3年間 127CPD	A	3	前年度 38CPD 過去3年間 90CPD	В	1	参加表 明書 様式〇				参加
禁当しない			除 者	A	1	参加表 明書 様式〇				参加機式
2件 24.5百万円	A	3	5件 123.4百万円	В	1	参加表 明書 様式〇				参加
ሳዝ		12	小計		5		小計		0	
숨함	1	27.5	<u> </u>	ı	17	1 1	수타	1	0	

(選定の考え方) A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の多い者から素務内容に応じて、7位の者までを選定する。 なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全での者を選定する。

東部内容が「意志木利技設の社会的な機能が新業務等門」とは、食業木利技設の相待管理の収支、支状の収支、性能性下の程度等の点検・研査、今後の予測を行い、その診断機業に基づさ対策工法等の選択、経済比较、最速整備計賞を実支、よび対策の記録と実施後のフォローアップを行うなどの社会的な機能診断を実施する業務。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官 東北農政局〇〇事業所長 〇〇 〇〇 殿

> 住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 〇〇〇〇事業

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、 業務説明書5 (2) に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び 技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 業務説明書5(2)①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係
000000	〇〇〇〇(株)	子会社の関係

2 業務説明書5(2)②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先							
投戦及び以右	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係					
執行役員 〇〇〇〇	000000	(株) 0000	代表取締役					
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役					
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役					

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を 記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3)該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名 簿(写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(様式1)

技 術 提 案 書

業務名称 令和〇〇年度 〇〇〇事業 〇〇業務

標記業務について、技術提案書を提出します。なお、提出する技術資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

〇〇事業所長 殿

(提出者)住 所電話番号メールアドレス会 社 名代 表 者氏 名

配置予定技術者の経歴等

①予定管理技術者									
S. y が な 氏 名		生年月日							
所属・役職									
所有技術者資格(資格の種類、部門(選択科目)、登録番号、取得年月日)									
農業農村整備事業に関する継続教育 前年度取得単位	に対する取り組み状況 〇〇CPD(別添取得証明								
過去3年度取得単位	OOCPD (")							
技術士(CPD認定)に認定されて	いる。(□移行措置に	よる認定)							
	【該当(別添認定書	、取得証明書参	診照)・該当しない】						
手持ち業務の状況(令和 年	月 日現在)	合計 〇〇件	POO百万円						
業務名	発注機関	履行期間	契約金額						
AGRIS登録番号:									
AGRIS登録番号:									
	1		1						

注1:過去5年間又は10年間とは、前年度より過去5か年度又は10か年度とし、当該年度は含めない。

注2: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。

注3:業務実績及び成績は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成績 を記載すること。

業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先して5件まで記載すること。国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が5件に満たない場合は国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること。なお、本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。

業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績である場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみ記入すること。

- 注4: 実務経験は、契約金額5百万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、国営の農業農村整備事業以外の場合は、契約書の写し等の業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる 資料の他、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。なお、本業務 の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。
- 注5:表彰の経歴には、当該業務部門に関連する表彰を記載する。

合は所管団体名を記載する。

(当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務) 内容欄は簡潔にまとめ、備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、技術者表彰である場

なお、表彰経歴が参加表明時から変更ない場合は、経歴を証明する資料の添付は不要。

注6: 手持ち業務とは、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務を含み、管理技術者として 従事している契約金額が1千万円以上の業務。ただし、契約締結日の前年度に公示を開始する場合においては、 公示日年度に完了する業務は除く。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全 体を同欄上段に括弧書きで記載すること。

- 注7:プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は手持ち業務の対象としないので、 留意すること。
- 注8:CPD取得における「過去3年間」とは「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- 注9:予定管理技術者の経歴等が参加表明時から変更がない場合は、経歴を証明する資料の添付は不要。
- 注10:本様式においては、管理技術者及び照査技術者の「資格要件」、「業務執行技術力」における各項目及び「専任性」を評価する。

注 11:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得した CPD により、技術士 (CPD 認定) の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士 (CPD 認定) の申請年度より過去 5 年分の CPD 取得証明書を添付すること。また、移行措置により技術士 (CPD 認定) に認定されている場合は、移行措置による認定に②を入れ、申請年度より過去 2 年度分を添付すること。なお、技術士 (CPD認定) の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度がわかる資料を添付すること。

業務の実施方針

(評価の着目点)

- 〇「事業目的・業務内容の理解度」を評価する。
 - ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務の目的・内容等に対する理解度
- 〇「提案内容の的確性」を評価する。
 - ・事業実施に当たっての前提条件、留意点等の把握及び検討内容、検討手法の的確性
- 〇「創意工夫」を評価する。
 - ・新たな視点での解析・検討、VE・コストの縮減、環境との調和への配慮などの創意工夫
- 〇「実施手順・体制」を評価する。
 - ・業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順、業務の目的・内容に見合った技術者配置体制

(業務工程表)

検討項目		業務工程								
	月	月	月	月	月					
1. 準備計画										
2. 現地調査										
3. 〇〇の検討										
4. 〇〇の設計										
5. 〇〇の施工										
計画作成										
6.報告書作成										
7.業務打合せ										

(技術者配置体制表)

	所属・役職	保有資格	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	(1)			
	(2)			
	(3)			

注1:A4判2枚に記載する。

A4判2枚を超える場合は全て評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補助的に入れることは、この 範囲内であれば可能。

注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは10P以上とする。

注3:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。

注4:業務工程表の検討項目は業務の内容及び作業項目に応じて適宜設定すること。

注5:技術者配置体制表の記載に当たっては、以下に留意すること。

- ・保有資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。
- ・担当技術者は、想定される分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。
- ・備考欄には担当する分担業務の内容に関連する経歴等、評価の参考となる情報を記載することができる。
- ・担当技術者その他の技術者が技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、備考欄に「再委託等協力者」である旨を記載すること。

注6:本様式においては、「実施方針」及び「実施手順・体制」を評価する。

11121	
特定テーマ1:00000000	

注1:1テーマにつきA4判1枚に記載する。

A4判1枚を超える場合は全て評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補助的に入れることは、この範囲内であれば可能。

注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは10P以上とする。

注3:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。

注4:本様式においては、「特定テーマ」を評価する。

参考見積 (様式 5)

注1:様式は特に定めないが、A4判1頁に記載する。

注2:参考見積は、積算の際の参考にのみ用いるものである。

注3:積算に必要な業務における検討項目ごとの歩掛等について記載する。

注4:外注予定の作業項目がある場合は明記すること。

提出辞退届

業務の名称 〇〇事業

○○業務

標記業務の技術提案書について、提出要請を受けましたが、都合により辞退します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局 ○○事業所長

殿

提出者

○○事業 ○○業務 質問回答書(令和 年 月 日)

項	目	内	容(回	答)	備	考
和水类中如黑						

担当窓口部署:〇〇〇〇 担当者氏名:〇〇 〇〇

電話番号: ○○○-○○-○○